

附則

<有効期間>

沖縄振興特別措置法は平成14年4月1日から施行され、10年（平成24年3月末）で失効することが定められています。

<沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の改正>

県産の酒類に関する酒税、揮発油税、地方道路税の軽減措置を延長（5年間）するための沖縄復帰特別措置法の一部を改正する規定を設けました。

<沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の改正>

平成14年6月19日期限の駐留軍用地返還特別措置法を平成24年3月31日まで延長する規定を設けました。

